静岡市では、「静岡市消費生活条例」に基づき、新たに令和５年度からスタートする「第３次静岡市消費生活基本計画（令和５～12年度）」の策定を進めています。計画（案）について、市民の皆さんの多くのご意見、ご提案をお願いいたします。

**静岡市消費生活基本計画って何？**

→消費者の消費契約にまつわるトラブルなどの相談受付、消費者トラブル未然防止やSDGｓの推進に資する消費行動に関わる消費者教育などの事業を、総合的かつ計画的に推進するための計画です。計画に基づき消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的としています。

第３次静岡市消費生活基本計画（案）

について、市民の皆さんの意見募集中！

募集期間：令和４年12月13日（火）～令和５年１月12日（木）

第３次静岡市消費生活基本計画（案）

について、市民の皆さんの意見募集中！

募集期間：令和４年12月13日（火）～令和５年１月12日（木）

**✎ご意見の提出方法**

期間内（１月12日（木）必着※）に、意見応募用紙を次のいずれかの方法でご提出ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１** | **郵　送** | 〒４２０－８６０２　静岡市葵区追手町５番１号静岡市役所　生活安心安全課　あて　※１月12日（木）消印有効 |
| **２** | **持　参** | 生活安心安全課（静岡庁舎新館１階）※開庁日の開庁時間にお持ちください |
| **３** | **ＦＡＸ** | 054-221-1291　静岡市役所　生活安心安全課あて |
| **４** | **市ＨP****（電子申請）** | 市ホームページの応募専用フォームでご提出ください。・右の二次元コードから応募専用フォームにリンクされます。・個人情報保護の観点から**、電子メールでの提出は受付しておりません。**＊市電子申請フォームへの直接リンクです |

**✎意見応募用紙と詳しい資料の配架場所は次のとおりです**

市HPへのリンクです

（１）**生活安心安全課**（静岡庁舎新館１階）

（２）**各区の市政情報コーナー**

（葵区/静岡庁舎新館１階、駿河区/駿河区役所３階、清水区/清水庁舎４階）

（３）**静岡市ホームページ**https://www.city.shizuoka.lg.jp/369\_000272.html

第３次静岡市消費生活基本計画（案）について、あなたのご意見をお聴かせください。

※設問のうちどれか一つだけの回答でも構いません。

|  |
| --- |
| **①　あなたの消費者トラブルの体験について教えてください。（複数選択可）** |
| □１.架空請求（電話・メール等）に支払ってしまった　　　　　　　 □2.ネットなどでお試し購入のつもりが定期購入だった□３.ネットショッピングで支払ったのに商品が届かなかった　　 □4.ゲームやアプリに必要以上に課金した　□5.電話勧誘や訪問販売で断りきれず購入させられた　　　　　 □6.クレジットカードで収入以上に買いものをした□7.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　 　　　　 □8.特になし　　 |
| 【そのトラブルをどうすれば防げたと思いますか（同じようなトラブルに遭わないアドバイスやアイデア）】 |
| **②　消費生活センターでは消費者トラブル未然防止のため以下のような事業を実施しています。あなたが１番有効だと思った取組について教えてください。（１つ）** |
| □１.消費者トラブル対策講座　　・・・消費者トラブル未然防止のため消費者教育について学んだ講師が学校や地域に出向き講座を実施する□２.ＳＮＳなどを通じた情報発信・・・市のＴｗｉｔｔｅｒなどを利用し、定期的な情報発信をする□３.紙媒体による啓発　　　　　　・・・パンフレットやリーフレットなどを配布し情報発信をする□４.広報紙くらしのＱ＆Ａ　　　　・・・よくある消費者トラブルについて広報紙にて紹介する |
| 【良いと思った理由・さらに良くするアイデア・より多くの人に周知するアイデアなどを教えてください】 |
| **③　第３次静岡市消費生活基本計画では、上記のような消費者トラブルを防ぐための消費者教育を重点に消費者施策を実施していきます。本計画へのご意見や期待すること等自由に記載してください。** |
|  |
| **＊　住　所****（必　須）** | ※法人の場合は所在地 |
| **＊　氏　名****（必　須）** | ※法人の場合は名称及び代表者名 |
| 年　齢 | □17歳以下　　□18・19歳　　□20代　　□30代　　□40代　　□50代　　□60代　　□70歳以上 |
| 職　業 | □会社員　　□公務員　　□自営業　　□専業主婦(夫)　　□学生　　□パート・アルバイト　　□その他 |

※１ ＊印のある欄は必ずご記入ください。（意見の提出に際して、「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第５条第４項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。ご協力をお願いいたします。）

※２　個人情報については、厳正に管理を行い、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。

※３　いただいたご意見は、第３次静岡市消費生活基本計画策定の参考とさせていただきます。また、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市ホームページ等で原則公開させていただきますので、ご了承ください。